

宝塚市移住支援金に係る申請要件の該当状況について

宝塚市移住支援金の申請に当たっては、次の（１）～（３）の全てに該当している必要があります。

（１）次に掲げる事項の全てに該当している。

- ア 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区内への通勤をしていたこと。
- イ 住民票を移す直前に連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区内への通勤をしていたこと。
（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算とすることができる。）
- ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（２）次に掲げる事項の全てに該当している。

- ア 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日以後に宝塚市に転入したこと。
- イ 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- ウ 宝塚市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）次に掲げる事項の全てに該当している。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返済した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、兵庫県及び宝塚市が認める場合を除く。
- エ その他兵庫県知事及び宝塚市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く）及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。